

## 良品計画

### 2025年8月期 工場モニタリング結果

#### ■労働環境のモニタリング

株式会社良品計画（以下、当社）は、商品の生産を自ら行っておらず、日本をはじめとする世界各地域の生産パートナーに委託しています。当社は、国際機関やNGOのレポート、これまでの経験などから、サプライチェーンにおける人権リスクの高さを認識しており、人権への負の影響の防止・軽減のため工場とのエンゲージメントに取り組んでいます。工場とのエンゲージメントの一つとして、「生産パートナー行動規範」に基づき、人権侵害、労働環境、環境への影響などの項目について第三者機関による定期的な現地訪問監査を実施しています。

#### ■監査項目

当社は、第三者監査機関とともに「生産パートナー行動規範」および国際労働機関（ILO）の諸条約に基づいた独自の監査項目を設定しています。

監査項目の分類：

児童労働・若年労働、強制労働、雇用条件、健康と安全（火災安全、建物の安全性、機械安全、電気保安、化学物質マネジメント、労働安全衛生、個人用保護具、労働災害、応急処置、寮および食堂）、結社の自由、差別、懲戒処分、労働時間、賃金および補償、監視と遵守、倫理（反贈収賄、マネジメントシステム）、調達管理、環境マネジメント

#### ■リスク評価

当社は、工場の人権および環境リスクの高さを示す指標として、監査結果の指摘事項の重要度や数に応じ、下表のA～Eの5段階で工場を評価しています。

評価	内容
A	指摘事項なし
B	比較的リスクの低い指摘事項が認められた
C	労働安全衛生、賃金、労働時間、雇用契約、環境対応などに関わる指摘事項が認められた
D	労働安全衛生、賃金、労働時間、雇用契約、環境対応などに関わる指摘事項が多く認められた
E	リスクが高いことを疑わせる重大な指摘事項が認められた

#### 〈E評価の内容〉

以下のいずれかに該当する場合、当該工場はE評価（リスクが高いことを疑わせる重大な指摘事項が認められた）としています。

- ・ 児童労働または強制労働のリスクを高める指摘事項<sup>※1</sup>が確認され、そのほかの監査項目においても重大な指摘事項<sup>※2</sup>が複数確認された場合
- ・ 児童労働または強制労働のリスクを高める重大な指摘事項<sup>※3</sup>が確認された場合
- ・ 児童労働または強制労働が確認された場合

#### ※1 児童労働・強制労働のリスクを高める指摘事項の主な例：

- ・ 児童労働の禁止および是正手続に関する書面による方針がない
- ・ 強制労働を禁止することが記載された書面による方針がない など

#### ※2 児童労働・強制労働以外の監査項目における重大な指摘事項の主な例：

- ・ 雇用契約に関し、契約書が従業員の理解できる言語で作成されていない／契約更新を適切に行っていない
- ・ 健康と安全に関し、避難経路や消火設備等が適切に管理されていない／火災訓練や教育等を適切に行っていない
- ・ 差別に関し、差別やハラスメントが確認された／通報窓口の整備と通報者の保護、公正な処理が確認できない
- ・ 労働時間に関し、勤務時間が正確に記録されていない／法定要件を超えた残業が発生している
- ・ 賃金および補償に関し、支払頻度が法定要件を満たしていない／最低賃金を満たしていない など

#### ※3 児童労働・強制労働のリスクを高める重大な指摘事項の主な例：

- ・ 採用時に従業員の年齢を確認するための効果的な手続きがない／証明書のコピー等が適切に管理されていない
- ・ 雇用と引き換えに、給与の違法保留や訓練費、雇用仲介手数料、道具費、制服費などの金銭支払いのような預り金を要求している
- ・ 雇用と引き換えに、身分証明書を差し押さえている
- ・ 従業員が宿舎にいる間の移動の自由を制限している など

### ■工場モニタリングの結果

2025年8月期は、Tier1 308工場、Tier2 12工場の合計320工場（フォローアップ監査を含む）の訪問監査を実施しました。Tier1、Tier2別のリスク評価は下表の通りです。

評価	Tier1	Tier2	総計
A	23	0	23
B	224	11	235
C	40	1	41
D	11	0	11
E	10	0	10
計	308	12	320

すべての工場に対して、指摘事項およびリスク評価の内容をフィードバックし、指摘事項に関しては工場のマネジメントに改善を求めるとともに、改善のための支援を行っています。特にE評価の10工場については、取引の継続の可否を審議し、取引継続となった工場に対して改善要請を行い、すべての工場と改善計画、再発防止策を合意し、改善確認を進めています。また、Dおよび取引継続となったE評価の工場については、監査日から1年以内にフォローアップ監査を行い、第三者機関の視点で改善完了の確認も順次進めています。

また、これまでの監査において、強制労働の事実は確認されていません。

### ■監査における主な指摘事項と是正措置

2025 年 8 月期の監査では、前記の監査項目の分類のうち、「健康と安全」に関する指摘事項が多く検出（指摘事項の 53%）され、中でも「火災安全」に関する指摘事項が多く検出（同 13%）されています。そのほか、監査項目の分類のうち、「環境マネジメント」（同 13%）と「労働時間」（同 11%）、「賃金および補償」（同 8%）に関する指摘事項が多く検出されています。以下の通り、これらの指摘事項に関して、工場に対し是正を要請し、改善状況を確認しています。

### ＜健康と安全＞

健康と安全に関する指摘事項の多くは、火災安全、機械安全、労働安全衛生、化学物質マネジメントに関する項目でした。火災安全では、火災訓練・避難訓練が適切に行われていない、避難経路が物や車両で塞がれている、非常口が施錠されている、非常灯が設置されていない・点灯していない、などのケースが指摘されました。万が一、火災や事故が発生した場合、人命に関わるリスクがあることを工場に説明し、是正を促し、改善状況を確認しています。

機械安全では、フォークリフトの作業計画が策定されていない、梯子の保護ゲージが設置されていないといったケースが指摘されました。工場に改善を要請し、作業計画の策定と従業員への周知、および保護ゲージの設置が実施されたことを確認しています。

労働安全衛生では、雇用主と労働安全衛生委員会との間で、最低月 1 回開催されるべき会議の記録が把握できない工場がありました。工場には、最低月 1 回の会議開催と適切な議事録の記録を要請し、改善を確認しています。また飲料水の品質について定期的な検査が行われていない工場が指摘されました。工場に対して定期的な水質検査の実施を要請し、その実施を確認しています。

化学物質マネジメントでは、有害物質の容器に法令に準じたラベル表示がされていない、危険化学物質用の漏れ防止二次容器が設置されていない、洗眼場が設置されていない又はその水圧が要件を満たしていないといったケースが指摘されました。当社は指摘のあった工場に対して、現地法令や当社の労働安全衛生基準、ベストプラクティスなどを説明し、適切な改善が実施されたことを確認しています。

### ＜環境マネジメント＞

環境マネジメントに関する指摘事項では、環境方針の未策定、環境方針の実施に責任を持つ有資格の管理代表者の不在、環境アセスメントの未実施といったケースが指摘されました。工場には環境方針の策定と従業員への周知、および責任者の任命、環境アセスメントの実施等を要請し、順次改善を確認しています。またエネルギー使用量の未管理やエネルギー削減計画の未策定といった事項も指摘されました。当社は、これらの指摘のあった工場に対しても改善を要請し、改善報告書等において順次改善の完了を確認しています。

### ＜労働時間＞

労働時間に関しては、従業員の労働時間が週 60 時間を超過している、7 日間のうち休日を 1 日未満しか取得できていない、労働時間を正確かつ完全に記録できていないといった事項が主に指摘されました。過重労働は、健康被害の発生リスクを高め重大な人権侵害にも繋がることから、工場に対して適切な労働時間の管理等の早急な対応を要請し、改善を順次確認しています。また、当社においても、工場への計画的な発注や生産計画の調整、生産効率向上の支援といった取り組みを行っていきます。

### ＜賃金および補償＞

賃金および補償に関しては、従業員に対して、時間外労働における現地の法令に準拠した割増賃金が支払われていない、

法定給付（社会保障、年次有給休暇など）が適切に付与されていないといった事項が指摘されました。工場には現地法令に準拠した賃金等の早急な支払いを要請し、是正措置が取られたことを確認しています。

また、遅刻時および業績非達成時の罰金や、傷害保険の自己負担など、不合理な控除が行われているといった事項も指摘されました。工場には、このような不合理な控除を取り消すことを要請し、是正措置が取られていることを確認しています。

## ■ E 評価工場の主な指摘事項と是正措置

### ＜児童労働・若年労働＞

以下の通り、Tier1 の計 5 工場で、児童労働・若年労働のリスクを高める事項が指摘されました。当社は 5 工場に対して改善要請を行い、それぞれ改善を確認できています。また、その内 2 工場にはフォローアップ監査も 25 年 8 月期中に実施し、第三者機関による改善の確認も完了しています。

4 工場では、児童労働の禁止または若年労働者の保護に関する方針が策定されておらず、従業員への周知も行われていませんでした。これらの工場に対しては、方針の文書化と従業員への周知を要請し、各工場においてその改善を確認しています。残りの 1 工場では、一部の若年労働者に対し、入社時健康診断を実施していない、また 1 年以上勤務していた若年労働者の健康診断を実施していないといった事項が指摘されました。工場に対しては、若年労働者全体に対する健康診断の実施を要請し、改善を確認しています。

また、ベターワークプログラムを活用した工場監査<sup>※4</sup>において、カンボジアの 1 工場で、当社の生産パートナー行動規範で規定する児童労働の定義に当たる児童の雇用が確認されました。ベターワークプログラムを通じて改善が要請され、工場側は児童が法定年齢に達するまで教育を受ける機会を保障し、その間のみなし賃金と学費を負担することに合意しました。当社においては、後日工場を直接訪問するとともに、第三者機関による訪問監査を行い、合意内容が実行されていることを確認しました。

※4 当社は 2016 年より、国際労働機関（ILO）と国際金融公社（IFC）による共同事業である「ベターワークプログラム（Better Work Programme）」に参画し、同プログラムが実施する工場監査を併用しています。

### ＜強制労働＞

以下の通り、Tier1 の計 9 工場で、強制労働のリスクを高める事項が指摘されました。当社は 9 工場に対して改善要請を行い、それぞれ改善を確認できています。また、その内 1 工場にはフォローアップ監査も 2025 年 8 月期中に実施し、第三者機関による改善の確認も完了しています。

3 つの工場で、強制労働を禁止する方針が策定されていませんでした。当社は工場に対し、方針の策定と従業員への周知を要請し、改善を確認しています。

6 つの工場では、雇用主が負担すべき採用手数料や制服代およびクリーニング代、健康診断費などを従業員から徴収していましたことが指摘されました。当社は、各工場に対して方針・手続きの変更を要請し、改善を確認しています。

加えて、ある工場では、派遣会社と派遣労働者間の契約において、派遣労働者の工期が 3 ル月未満の場合、違約金として一定金額が差し引かれるとの規定の存在が指摘されました。当社は工場に対し、この違約金規定の撤廃を要請し、工場が派遣会社に働きかけ、当該規定の撤廃がなされたことを確認しています。

別の工場では、従業員がトイレを使用する際に、専用の ID カードを所持し、警備員に報告する必要があることが確認されたため、施設内での移動の自由の制限のおそれがあることが指摘されました。当社は工場に対し、従業員の移動の自由を確保することを要請し、ID カードが撤去されたことを現地確認の結果を通じて確認しました。

なお、これまでの監査において強制労働の事実は指摘されていません。